

## 自筆証書遺言の見直し

2018年6月に遺産相続などに関する民法改正案が国会で決議され、2022年春に施行されます。今回はその中の自筆証書遺言について変わるポイントを簡単にご説明します。

### 改正ポイント1 法務局で自筆証書遺言の保管をしてもらえます。

現 状： 自宅で保管するかどなたかに預けることしかできません。自宅での保管は紛失・偽造の可能性があります。

改正後： 法務局で保管してもらうことができます。

① 要件 保管の申請をします。(提出する自筆証書遺言は無封のもの)

② 申請場所 遺言者の住所地の法務局

遺言者の本籍地の法務局

遺言が所有する不動産の所在地を管轄する法務局

### 改正ポイント2 自筆証書遺言の検認が不要になります。

現 状： 遺言者の死後に遺言者が作成した自筆証書遺言が見つかった場合、相続人全員が立ち会いのもと、家庭裁判所で開封し、内容を確認する検認の手続きが必要です。

改正後： 法務局に保管される自筆証書遺言は検認手続きが不要になります。

これにより相続人側の負担が大幅に減ることが予想されます。

### 改正ポイント3 財産目録をパソコンで作成できます。

現 状： 自筆証書遺言は全部手書きで作成しなくてはならないため、財産目録も手書きの必要があります。

改正後： 財産目録の部分は手書きでなくてもよいのでパソコンで作成できます。

パソコンで目録を作成した場合、遺言者は目録のすべてのページに署名し押印するなどの手続きは必要です。